

<b>① 件名</b>	
平成28年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b> 消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する。 また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として、所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の障害・遺族年金受給者に対して給付金を支給する。</p> <p><b>【目的】</b> 消費税の引上げに際しての低所得者への影響の緩和を図るものとする。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令等】</b> 平成28年4月1日 厚生労働省社会・援護局長通知</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無〕】</b></p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
<p>平成26年度、平成27年度 臨時福祉給付金 支給済</p> <p>平成28年 4月 1日 平成28年度臨時福祉給付金支給の実施について（社援発0401第7号厚生労働省社会・援護局長通知） 「年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施について」の一部改正について（社援発0401第8号厚生労働省社会・援護局長通知）</p> <p>6月29日 第2回定例会にて予算措置</p>	
<b>⑤ 主な内容</b>	
対象者、支給額、基準日等については以下のとおり	
区分	平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）
対象者	<p>① 平成28年度臨時福祉給付金 対象者：平成28年度の市民税が非課税の者のうち課税者に扶養されていない者（生活保護受給者は除く）</p> <p>② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 対象者：①の対象者のうち障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者（「高齢者向け」給付金を受給した者を除く）</p>
支給額	<p>① 平成28年度臨時福祉給付金 一人につき 3千円</p> <p>② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 一人につき 3万円</p>

基準日等	平成28年1月1日（住民票がある市町村）
対象者数	① 平成28年度臨時福祉給付金 35,000人（見込み） ② 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け） 1,500人（見込み）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【財源措置等】

区分	年金生活者等支援臨時福祉給付金
歳入	臨時福祉給付金給付事業費補助金 105,000千円
	年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金 45,000千円
	臨時福祉給付金事務費補助金 58,840千円
歳出	臨時福祉給付金給付事業費 208,840千円 （職員手当等、需用費、役務費、委託料等）

【効果】

低所得者に対し消費税上昇分の負担緩和と低所得の障害・遺族基礎年金受給者の所得全体の底上げが図られる。

⑦ 自治体の政策との比較検討

全国一律の制度（支給要件及び支給額）として実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年8月 1日 臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正  
低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱制定・施行  
低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正

平成28年10月1日 コールセンター設置

平成28年10月14日 申請書送付開始

平成28年10月17日 申請受付開始  
～平成29年1月4日

平成28年11月中旬 支給開始

⑨ その他

■年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）  
受付期間：平成28年5月2日～平成28年8月2日  
対象者：平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳になる者  
支給金額：一人につき3万円  
要綱等：障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金が支給されることで、「石巻市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業要綱」（平成28年石巻市告示第131号）の一部を改正する。  
【改正内容】第3条第2項に、障害・遺族基礎年金受給者向けと高齢者向け給付金の重複支給は認めない旨の1項を追加する。